

平成29年(㉔)第8号政務調査費返還履行請求控訴事件・判決要旨

第1 主文（ただし、原判決変更部分のみ）

- 1 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会自由民主党議員会に対し、73万6833円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- 2 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会民主市民連合議員会に対し、1090万7200円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- 3 一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、札幌市民オンブズマン（一審原告）が、札幌市長（一審被告）が平成22年度に札幌市議会の会派である参加人札幌市議会自由民主党議員会（以下「参加人自民党会派」という。）、参加人札幌市議会民主市民連合議員会（以下「参加人民主会派」という。）及び札幌市議会改革維新の会（以下「改革維新の会」という。）に交付した政務調査費のうち、地方自治法その他の使途基準に違反する用途に用いられた違法な支出があり、札幌市が各会派に対して不当利得返還請求権を有するところ、札幌市長が同請求権の行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、各会派（上記改革維新の会については、同一性が認められると主張する「改革」）に対する返還を請求することを求めた事案である。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（改革維新の会と改革の同一性があり、改革が改革維新の会の債務を承継するか）

改革維新の会と改革が実質的に同一性を有するとはいえず、改革が改革維新の会の債務を承継とする根拠はないから、改革に対して不当利得返還請求をすることを求める訴えは理由がない。

- 2 争点2（参加人民主会派が民主党札幌に業務委託した費用の支出の適法性）

(1) 判断基準

業務委託費の支出については、政務調査活動に関する経費として支出されたものとそれ以外の政党活動や後援会活動等に関する経費として支出されたものとを区分することが困難であるときには、社会通念上合理的と認められる割合により按分した額の支出のみ許容されるが、按分の割合が業務活動や支出の実態に応じた合理的なものとはいえない場合には、当該政務調査費の支出は、その実際の支出額と適正である認められる按分額の差額において、「手引き」等の使途基準に違反する違法な支出となる。

(2) 本件業務委託費の適法性

参加人民主会派が民主党札幌に対してした業務委託費の支出には、政務調査活動に関する業務に支出されたもののほかに政党活動等に関する業務に支出されたものが含まれるから、社会通念上合理的と認められる割合により、その経費として支出された額を政務調査活動に関するものとそれ以外の活動に関するものとに按分すべきである。その際には、「手引き」において、人件費について政務調査活動以外の活動が含まれている場合に、原則として2分の1を限度として政務調査費を支出することできるなどを参考とすべきところ、民主党札幌の職員が従事した業務には、機関誌の作成・発行に関する業務、ほぼ1か月に1回行われていた民主党札幌の打合せに関する連絡調整、資料作成等の業務などが含まれており、政務調査費に関する業務との軽重を判断することが容易であるとはいえないことなどの本件における諸事情を考慮すると、2分の1ずつの割合により按分するのが相当である。

したがって、本件業務委託契約に基づき支出される業務委託費のうち2分の1についてのみ、適法な支出であると認められ、これを超える政務調査費の支出（1056万円）は、「手引き」等の使途基準に違反する違法な支出である。

3 争点3（各会派における事務所費支出の適法性）

(1) 判断基準

議員としては、政務調査事務所の賃貸借契約締結に当たり、当該事務所費の支出が適正なものであることを説明できるよう、賃貸借契約書を作成し、上記支出の適法性・相当性が争われた場合には、同契約書を開示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべきであって、これが速やかに開示等されない場合には、当該事務所費の支出が「手引き」等の使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じるといわざるを得ないから、事務所費支出の実態について、議員側で適切な反証がされないときには、当該事務所費の支出は「手引き」等の使途基準に反する違法なものとなる。

また、原審段階で賃貸借契約書が提出されなかった各議員については、当審において、これが提出されたことについては、その経緯も含め反証の成否を吟味すべきである。

(2) 個別の議員について

ア A 1 2 (判決別紙のとおり議員についてアルファベットと数字で特定したもの。以下同じ。) 議員については、原審段階で賃貸借契約書が提出されず、当審において提出されたが、その理由が死亡した旧賃貸人の名前を出すことにちゅうちょしたことであることや同契約書の体裁などに不自然なところがないことなどからして、事務所費の支出の適法性について適切な反証がされたと認められ、政務調査費の支出に違法はない。

イ A 1 4 議員については、平成 2 2 年 1 1 月以降、同事務所においては、政務調査活動及び後援会活動に加え、選挙に向けた準備活動が行われていたと認められるから、同月以降、政務調査費の支出のうち、3分の1を超える部分(8万3333円)は違法である。

ウ B 7 議員については、原審段階で賃貸借契約書が提出されず、当審において提出されたが、その理由について、当時、同契約書が見つからず、同契約書の内容を一部変更した旨の記載がされた覚書で足りると考えていた

が、その後賃貸人から写しの交付を受けて開示するに至ったと証言しており、覚書の記載からするとこれをもって足りると考えたとの証言が信用できないものではなく、その後の開示の経緯も不自然とはいえないことなどからして、事務所費の支出の適法性について適切な反証がされたと認められる。

ただし、B 7 議員は、平成 22 年 10 月ころからは、同事務所において、政務調査活動及び後援会活動のみならず、選挙の準備活動をしていたと認められるから、同月以降、政務調査費の支出のうち、3 分の 1 を超える部分（7 万円）は違法である。

エ B 10 議員については、同議員の政務調査事務所は、従前、後援会事務所と一体となっていた部屋を分割したものであるが、床面積を基準とした両事務所の賃料には著しい開きがあり、その点について合理的な説明はないから、政務調査費の支出のうち、両事務所の床面積比で按分した適正な賃料額の合計を超える部分（27 万 7 200 円）は違法である。

オ その他の各議員については、原審段階から賃貸借契約書が提出されていたり、当審において賃貸借契約書が提出された経緯について議員が当法廷において具体的に証言等し、反対尋問による吟味を経るなどした結果、事務所費の支出について適切な反証がされたと評価することができるなど、違法な支出は認められない。

4 争点 4（参加人自民党会派における人件費支出の適法性）

(1) 判断基準

上記 3 (1) と同様、議員は、人件費についても、政務調査活動を補助させるために自身が雇用する職員について、雇用契約書を作成し、支出の適法性・相当性が争われた場合には、誰を被用者としてどのような内容の雇用契約が成立したのかを立証する最も基本的かつ重要な文書である当該職員の雇用契約書を開示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべきで

ある。

そして、これが速やかに開示等されない場合には、当該職員の人件費の支出が政務調査費として「手引き」等の使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じるといわざるを得ないから、同支出が「手引き」に違反する違法な支出であることが推認され、雇用契約書が提出されていないか、原審段階で雇用契約書が提出されていなかった各議員については、議員側において当該人件費を政務調査費から支出することが「手引き」等の使途基準に適合する適正なものであることについて適切な反証をすることを要するというべきであり、当審において、これが提出されたことについては、その経緯も含め反証の成否を吟味すべきである。

(2) 個別の議員について。

ア A9議員については、事務所職員のうち1名について、当審において雇用契約書が提出されたが、その理由は必ずしも合理的な説明がされているとはいえないが、その体裁に不自然なところが認められないこと、年金資格等に関する通知書の記載と議員の証言内容等が整合すること、同職員についてのみ事後的に雇用契約書を作成するとも考え難いことなどからして格別不合理なところはなく、その他の職員も含め雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記適切な反証がされている。

イ A16議員については、平成23年1月から3月まで、同議員事務所を選挙事務所として使っていたことから、政務調査費からの支出はしておらず、議員自身、この間は選挙活動、後援会活動に全力で取り組んでいた旨証言しており、同事務所の職員も同期間については選挙活動及び後援会活動に従事していたと解する。

したがって、同期間に人件費として政務調査費として支出された額（1万3500円）は違法である。

ウ A20議員については、政務調査事務所と後援会事務所は同じ建物内に

あり、入口も一つで電話番号も同一であり、常駐するのは一人の職員であるから、同職員は、政務調査活動に加え、後援会活動の補助業務を相当程度行っていたと考えられる。

したがって、政務調査費の支出のうち2分の1を超える部分（54万円）は違法である。

エ その余の議員については、原審段階から雇用契約書が提出されていたり、当審において雇用契約書が提出された経緯について合理的な説明がされたり、雇用契約書は提出されないものの、雇用実態等について議員が当法廷において具体的に証言等し、反対尋問による吟味を経るなどし、また、被雇用者の報告書や給与の支給を証する書面等を提出するなどした結果、雇用実態等について適切な反証がされたと評価することができるなど、違法な支出は認められない。

第4 結論

よって、一審原告の請求は、一審被告に対し、参加人自民党会派に対して73万6833円の、参加人民主会派に対して1090万7200円の各返還を求める限度で理由がある。